

衆議院議長 様
参議院議長 様

学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名

学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を日々点検し、修繕や整備など、教育環境の整備をおこなっています。また、心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子どもを支える介助などの業務にたずさわっています。さらに、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら、教育活動をささえる業務にとりくんでいます。正規の職員だからこそ、学校のすみずみまで目を配り、毎日起こる様々なできごとに対応し、子どもたちの安全・安心を守る学校づくりができるのです。

2011年3月11日、東日本大震災が発生した時、被災地の学校では児童・生徒の安否確認はもとより地域の避難住民のお世話などに、教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となって全力を尽くしました。学校は、まさに「子どもや地域住民の安全・安心のよりどころ」です。

ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法第60条で、小・中学校は第37条において「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、「学校現業職員を置く」とは明記されず、教職員標準定数法にも定められていません。そのために、財政難を理由にした現業職員の採用停止・退職不補充、総務省の指導によるトップランナー方式にもとづいた業務の民間委託化がすすんでいます。また、事務職などへの任用替えの押しつけが広がっています。公務員全体に給与制度の総合的見直しによる賃金引き下げがある中で、現業職員にはさらに大幅な賃下げがおこなわれていることも深刻な問題です。

これらの事態は、学校教育活動と不離一体ですすめられるべき学校現業の仕事を不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしています。こうした状況を改善し、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、学校に正規の学校現業職員を必ず配置するよう、法制化することを求めます。

【要 求 事 項】

1. 学校現業職員を学校教育法・教職員標準定数法等に明記し、法制化すること。

氏 名	住 所

★氏名・住所は「〃」「同上」を用いないください。

取扱い団体 全日本教職員組合・教組共闘連絡会・全国高校組織懇談会 ()

※この署名は、目的以外には使用しません。